

## 少年院での矯正教育における特別支援教育的ニーズ —発達障害的な特性に起因する課題について—

### Special Educational Needs in Correctional Education in Juvenile Training Schools —Challenges arising from developmental characteristics—

川 田 和 子\*  
KAWATA Kazuko

#### 要 旨

2020年秋、少年院加古川学園の収容人数が今年度の速報値で全国一になった。加古川学園は大阪矯正管区の男子を収容する少年院で唯一支援教育課程Ⅲ（N3）の矯正教育課程を有する。筆者は、近畿地方更生保護委員会委員（非常勤委員、2020.4就任2021.3退任予定）として、加古川学園・播磨学園の仮退院等審理に関わってきた。出院が近い少年と面接をする中で、少年たちの成長過程の環境や経験してきた日常に、現代社会の負の部分を感じてきた。少年院での矯正教育として、2015年度より「支援教育課程」が16課程中5つ設定された。本稿では、そのなかでも「支援教育課程Ⅲ（N3）」の対象者が増加している状況を分析する。併せて2014年度の少年院法改正及び少年鑑別所法制定に至った社会的イベントとその背景ニーズの考察や少年院から社会復帰へのトランジション（移行期）に特に求められる支援の考察をする。知的能力の制約や発達障害等を抱える少年たちの育ちづらさ、生きづらさに迫りたい。そして、特別支援教育によるアプローチが彼らへの矯正教育に占める重要性について考察する。様々ななりゆきから、対人コミュニケーションや社会規範の習得等に困難を抱える若者の、社会へのソフトランディングと更生への手がかりを提案する。

#### Abstract

In the fall of 2020, the number of inmates at the Kakogawa Juvenile Training School became the largest in Japan. Kakogawa Gakuen is the only one juvenile reformatory in the Osaka Regional Correctional District that has a support education course III (N3). As a member of the Kinki Regional Parole Board (Very diligent members in April 2020 to take office in March 2021 to retire to be determined), I have been involved in the provisional discharge hearings of Kakogawa Gakuen and Harima Gakuen. While interviewing juveniles who are about to be released, I have felt the negative aspects of modern society in the environment they have grown up and the daily life they have experienced. As part of correctional education in juvenile training schools, five of 16 "support education courses" were established in 2015. In this paper, I would like to focus on the support education course III (N3).

In this paper, I will analyze the situation of the increasing number of students in the Courses one of them. At the same time, I will examine the social cases that led to the revision of the Juvenile Training School Law and the enactment of the Juvenile Training School Law in 2014 and their background needs, as well as the support that is especially required during the transition from juvenile training school to reintegration into society. I would like to get closer to the difficulties in the upbringing and living of juveniles with limited intellectual ability and developmental disabilities. I will also discuss the importance of Special Needs Education approaches in their correctional education. I will propose clues for the soft landing into society and Rectification of young people with difficulties in interpersonal communication and acquisition of social norms.

キーワード：発達障害、少年院、矯正教育課程、特別支援教育、支援教育課程Ⅲ（N3）

keywords：Developmental Disabilities, Juvenile Training School, Correctional Education Course, Special Needs Education support education course III (N3)

I 問題の所在

1) 加古川学園, 収容人数の増加

「収容人数が、多摩少年院を抜いて全国一になったんです。おめでとう？いや、忙しいですよ。手が回らない。少年たちにとってもどうなのかな。院内がざわざわと落ち着かないかんじがする。」面接のため訪れた少年院での法務教官からの情報である。「そういえば反則調



図1 少年院入院者の人員・人口比の推移(年齢層別)  
出典: 令和元年度版犯罪白書

査も増えていませんか?先週も反則の無かった少年が仮退院の審理で仮退院を決定した翌日に不正連絡発覚で審理再開になりましたね。」ふと気になっていたことが口をついた。「彼ねえ、気を緩めて手を抜くとかのタイプじゃないと思っていたのですが。まあN3ではあります。」「…。」収容人数の増加は危機的な状況ではない。少年犯罪自体は全国的に減少の傾向にある。図1のグラフによれば少年院収容人数も2018(H30)年はピーク時2000(H12)年の3分の1強の2,108人、人口10万人あたりの割合も2000年当時のほぼ2分の1である。加古川学園の収容率自体は2020.10末では70%に達してはいない。しかし軒並み30%台にとどまる他の少年院に比して高率なのは確かである。なぜだろう。

2) 少年院の種類と矯正教育課程

少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である[法務総合研究所, 2019]。

2015(H27)年6月の新たな少年院法の施行に伴い、少年院の種類が整理され、現在、少年院には、次の第1種から第4種までの4種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。

- 〈1〉第1種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳

未満のもの(〈2〉に定める者を除く。)

- 〈2〉第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの

- 〈3〉第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

- 〈4〉第4種 少年院において刑の執行を受ける者 [法務総合研究所, 2019, ページ: 229]

全国49庁(2019.5末)のうち、第1種のみは32庁、第1種と第2種を兼ねるものが14庁<sup>1</sup>、少年院の94%が第1種ということになる。

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、矯正教育課程が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類ごとに指定された矯正教育課程は、表1のとおりであり、2018(H30)年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、同表の人員欄のとおりである[法務総合研究所, 2019, ページ: 229, 230]。

表1 少年院入院者の人員(矯正教育課程別)  
出典: 令和元年度版犯罪白書

| 3-2-4-10 少年院入院者の人員(矯正教育課程別) |            |   |  |          |            |
|-----------------------------|------------|---|--|----------|------------|
| 少年院の種類                      | 矯正教育課程     | 在院者の類型  | 矯正教育の重点的な内容                            | 標準的な期間   | 人員         |
| 第1種                         | 保護教育課程E    | 原則として14歳以上で義務教育を終了し、残りの少年が、その後の発達段階が著しく遅延し、早期退院の可能性が大きいもの | 中学校の学習指導要領に準拠した、初級の国語・算数・理科            | 6月以内の期間  | 30(17.4)   |
|                             | 基礎教育課程E1   | 義務教育を終了し、12歳以上の者で、3月31日までの期間に在院のもの                        | 小学校の学習指導要領に準拠した初級国語                    | 3年以内の期間  | -          |
|                             | 基礎教育課程E2   | 義務教育を終了し、12歳以上の者で、3月31日までの期間に在院のもの                        | 中学校の学習指導要領に準拠した初級国語                    | 3年以内の期間  | 80(33.8)   |
|                             | 特別社会適応課程SA | 義務教育を終了した者のうち、その後の発達段階が著しく遅延し、早期退院の可能性が大きいもの              | 日常生活技能学習に特化した指導                        | 6月以内の期間  | 342(146.2) |
|                             | 社会適応課程A1   | 義務教育を終了した者のうち、職業上、学業上の困難が著しくあり、適切な指導が必要と認められるもの           | 社会適応を目的とした指導                           | 6月以内の期間  | 562(242.6) |
|                             | 社会適応課程A2   | 義務教育を終了した者のうち、発達障害(自閉症、知的障害、学習障害)を有するもの                   | 個別能力を高め、健全な発達を促すための指導                  | 2年以内の期間  | 215(93.2)  |
|                             | 社会適応課程A3   | 外国人等で、日本人と異なる慣習上の規範を尊重するもの                                | 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会生活に必要となる指導 | 3年以内の期間  | 3(1.1)     |
|                             | 実践教育課程I    | 知的障害又はその他の障害があり、これに相当する程度の指導を受けるもの                        | 日常生活に必要となる基本的生活技能を身に付けるための指導           | -        | 102(44.9)  |
|                             | 実践教育課程J    | 情緒障害又は発達障害等があり、これに相当する程度の指導を受けるもの                         | 障害者の特性に応じた、社会生活に必要となる生活技能を身に付けるための指導   | -        | 84(36.5)   |
|                             | 実践教育課程K    | 義務教育を終了した者のうち、知的能力の低下、個人生活の自立の困難、社会的行動規範の確立に困難を呈するもの      | 個人生活の自立を促し、社会的行動規範の確立を促すための指導          | 3年以内の期間  | 276(118.1) |
| 第2種                         | 社会適応課程A4   | 外国人等で、日本人と異なる慣習上の規範を尊重するもの                                | 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会生活に必要となる指導 | 3年以内の期間  | 30(17.4)   |
|                             | 社会適応課程A5   | 外国人等で、日本人と異なる慣習上の規範を尊重するもの                                | 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会生活に必要となる指導 | 3年以内の期間  | 1(0.5)     |
| 第3種                         | 実践教育課程L    | 知的障害又はその他の障害があり、これに相当する程度の指導を受けるもの                        | 日常生活に必要となる基本的生活技能を身に付けるための指導           | -        | -          |
|                             | 実践教育課程M    | 情緒障害又は発達障害等があり、これに相当する程度の指導を受けるもの                         | 障害者の特性に応じた、社会生活に必要となる生活技能を身に付けるための指導   | -        | -          |
| 第4種                         | 保護教育課程D    | 心身の障害、発達障害、知的障害等により、適切な指導を受けるもの                           | 個別の状況に応じた指導                            | 42(17.9) | -          |
|                             | 実践教育課程J    | 認知障害  | 認知障害を特に考慮した指導                          | -        | -          |

<sup>1</sup>法務省Webより閲覧2021.1.14  
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\_kyousei16-04.htm

つまり、少年院には第1種から第4種の指定があり、それぞれの少年院に表1の16の矯正教育課程が割り当てられている（重複指定あり）。少年院毎で表1の類型に該当する者に社会復帰に向けた教育を工夫・実施するということである。

## II 研究方法

### 1) 問題意識の整理と研究方法

法務省は全国に8か所の矯正管区を持ち、そのうちの大阪矯正管区は同じく地方支分部局である近畿地方更生保護委員会と管轄地域を一にする。加古川学園が有する矯正教育課程に特徴がある。本稿ではその点に着目し、ある類型の入院者への対応ニーズの高まりが加古川学園入院者の増加をもたらしているのではないかと、この仮説を立てる。

そうして、主に平成年間以降の資料による確認作業や社会情勢を踏まえた教育理念の変容を参照し、当該入院者の困り感に言及したい。

### 2) 加古川学園の矯正教育課程

少年院入院者の人員（矯正教育課程別）について表1の人員欄からグラフ化すると、図2、3のようになる。現時点での最新データである2018（H30）年度の矯正教育課程別の人数や構成比は、符号A1（以下A1と表記）を筆頭に社会適応課程が70%を占めるなかで、符号N3（以下N3と表記）などの支援教育課程が22%で、第2のボリュームゾーンを成していることがわかる。

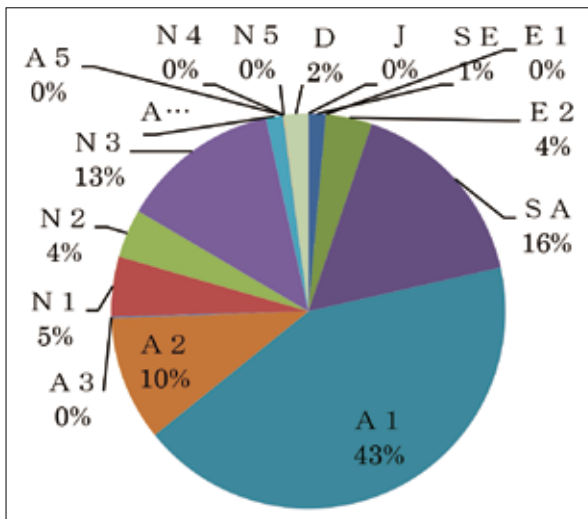


図2 矯正教育課程別、少年院入院者 (H30) 表1より筆者作成

大阪矯正管区内（近畿地方）8つの少年院のうち、7つが男子、1つが女子少年院である。その中で、加古川学園は男子を収容する第1種少年院として社会適応課程

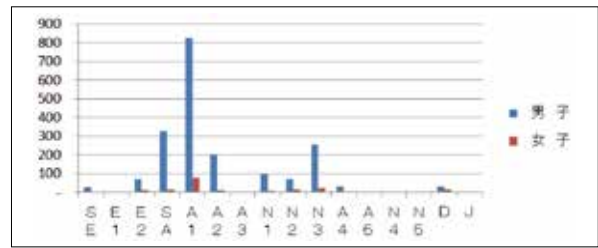


図3 男子、女子 矯正教育課程別少年院入院者 (H30) 矯正統計年報表 3-2-4-10 より筆者作成

I（A1）と支援教育課程Ⅲ（N3）の2つの課程を備えている。大阪矯正管区内で支援教育課程Ⅲ（N3）の課程があるのは加古川学園と交野女子学院だけである。男子の支援教育課程Ⅲ（N3）は加古川学園にしかない。少年院入院者の男女比率は、図3のとおり、男子が9割を超える。多くの少年院では収容が減少する中、加古川学園の収容人数が一定を維持しているのは大阪矯正管区内での支援教育課程Ⅲ（N3）該当の入院者の増加を反映しているのではないかと、この仮説を立てる。

次に、加古川学園の有するもう一つの社会適応課程I（A1）が入院増の原因ではないことを確認し、支援教育課程Ⅲ（N3）の増加背景を全国データで確認する。

## III 研究結果

### 1) 社会適応課程I（A1）、入院少年の年齢層

仮説の根拠として確認が必要なのが、もう一つの社会適応課程I（A1）についてである。在院者の類型は、「義務教育を修了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しない者」とある。図2では入院者の43%がこの課程で、社会適応課程I（A1）がボリュームゾーンを成している。大阪矯正管区内で社会適応課程I（A1）の課程があるのは加古川学園、和泉学園、浪速少年院、の3か所で、浪速少年院は全年齢層、加古川学園はおおむね17歳6月以上の者、和泉学園はおおむね17歳6月未満の者、と年齢別で分担している。図1には、全国的な年齢別の入院者の状況も示されている。年少少年とは14、15歳の者、中間少年とは16、17

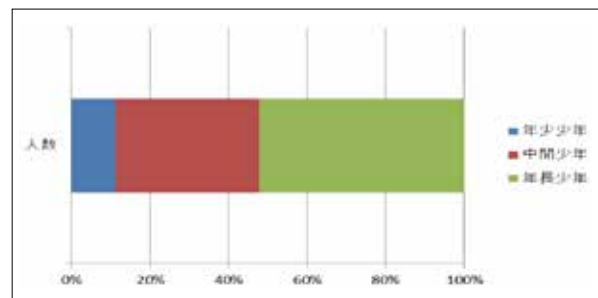


図4 少年院、年齢層別入院者 令和元年度版犯罪白書 p234 より筆者作成

歳の者、年長少年とは18、19歳の者を指す。14歳以下は年少少年、20歳以上は年長少年にカウントされている。加古川学園のほうが和泉学園より年長少年にウエイトがあり、図1、図4からも、加古川学園は和泉学園の2倍程度のA1課程者を収容していることが類推される。浪速少年院は収容定員160人と規模が大きく、課程は社会適応課程Ⅰ(A1)のみなので、浪速少年院と加古川学園が管内の社会適応課程Ⅰ(A1)をメインに引き受けていると考えられる。

2) 支援教育課程Ⅲ(N3)は全国的に増加

令和元年度版犯罪白書から、支援教育課程全体や支援教育課程Ⅲ(N3)の人数変遷を調べた。図5が支援教育課程全体(N1~N5)、図6が支援教育課程Ⅲ(N3)、である。支援教育課程全体では増加傾向が見え、支援教育課程Ⅲ(N3)については2016(H28)年度以降の3年間で明確に増加していることがわかる。

2015(H27)年度より以前のデータを求めて2014(H26)年度の犯罪白書をひもとくと、2014(H26)年度以前には矯正教育課程という文言はない。処遇課程として、表2のような分類になっている。前ページで述べた2015(H27)年6月の新たな少年院法の施行及び少年鑑別所法の制定により、矯正教育の在り方にメスが入られた経緯を後段で説明する。矯正教育課程で言う

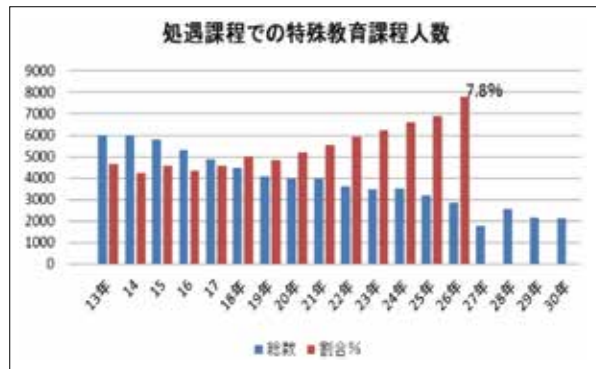


図7 特殊教育課程～支援教育課程人数の変遷  
平成26年度版犯罪白書及び図5より筆者作成

ところの支援教育課程(N)はどれか。これは、支援教育が、以前は特殊教育と呼称されていた経緯があるので特殊教育課程(H1, H2)の対象者についての数字を活用する。根拠の詳細を含めて、IV考察で説明する。

さて、図7によると、2001(H13)年から入院者の総数は減少するなかで、特殊教育課程(H1, H2)の対象者は、微増を続けたことがわかる。特に発達障害者支援法が施行された2004(H16)年からは増加傾向が続いている。その傾向に更に拍車がかかるのが少年院法の改正および少年鑑別所法の制定が成った2015(H27)年度からと考えられる。

図5と図7を比べると、支援(特殊)教育課程の対象者は2014(H26)年の7.8%から2015(H27)年には17.3%へと、倍以上の増加となり2018(H30)年度には22%に上昇する。在院者の22%を占めるまでになった支援教育課程Ⅲ(N3)の全国的な増加がわかる。加古川学園の課程別収容割合は、図8のとおりで、大阪管内でもN3該当者の増加が明確に見て取れる。そして2020(R2)年11月加古川学園のケースカンファレンスの場では現在収容率が68.9%であること、学園内の類型者数でN3が5割弱を占め、処遇にも困難が多いことが報告され、N3のクライアントの更生にむけ、内外部からの専門家が綿密な情報交換と支援手立てへの協議を

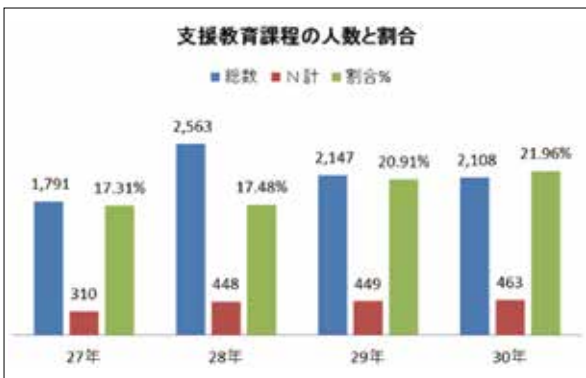


図5 支援教育課程全体(N1~N5)人数・割合の変遷  
平成28～令和元年度版犯罪白書より筆者作成

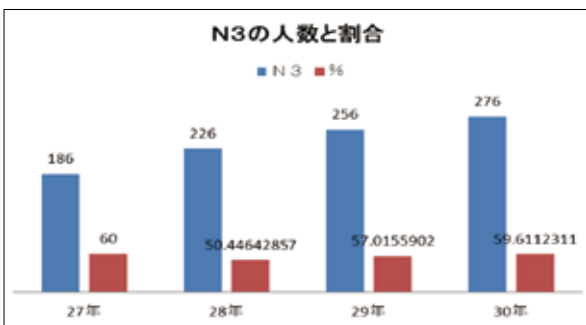


図6 支援教育課程Ⅲ(N3)人数・割合の変遷  
平成28～令和元年度版犯罪白書より筆者作成

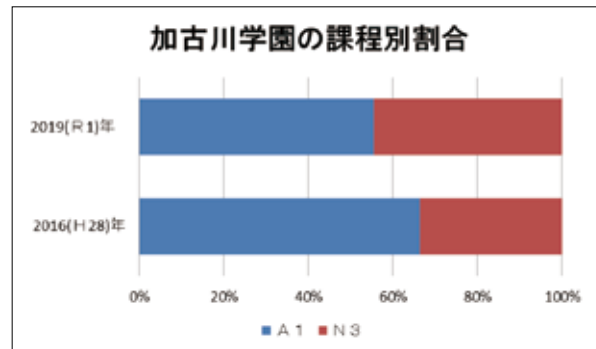


図8 加古川学園のA1, A3割合の推移  
学園調査支援部ご提供資料より筆者作成

行なったことを追記する。加古川学園にとって、近畿一円からの支援教育課程Ⅲ（N3）の在院者への支援はますます大きな使命となっていく。

#### IV 考察

##### 1) 支援教育課程および支援教育課程Ⅲ（N3）

5つの支援教育課程Ⅰ～Ⅴ（N1～5）やそのボリュームゾーンを成す支援教育課程Ⅲ（N3）はどのような教育課程なのか。法務省2015（平成27）年5月14日発出の「矯正教育課程に関する訓令の運用について（依命通達）」により詳細に示している。N1は知的障害等（IQ69以下がめやす）、N2は情緒障害・発達障害等、そしてN3は「義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者」となる。概要を表1に既出しているが、入院者の特性を類型化し、その特性

##### 2) 矯正・更生保護関係者等の捉え

N3について、日常の支援に係る人々に尋ねてみる。少年院の法務教官たちに聴くと、ちょっと小首を傾げながら「あいさつが返ってこないとか、会話ややり取りが通じにくいとか、A1ではしんどいかな、という感じ。」とか「A1は環境さえそうでなかったら少年院まで来なかったかとも思える子が多いです。N3はきびしい。特性を感じる。こちらが対応を考えてあげないと。」など率直に語ってくれた。ベテランの保護観察官によれば「N1は知的に遅れがあり、N2はIQは一定あるけれど情緒障害や発達障害が明らかと思われる者、N3は診断上グレーな人というところでしょうか。」またN2は基本、精神科医師の診断に基づくという縛りがあり、あまり拾っていないのではないかと続く。以前の処遇課程の「H2」ほど厳しくないがA1では難しい人たちは、基本N3に指定しているイメージだと言う。N3の子どもたちは、発達検査の結果で線引きできるほどの数値上の差はなくても、言葉やニュアンスが伝わりにくい、とかこちらが予想・期待する応答や反応からなにかずれてくることがあり、少し丁寧に対応することを心掛けているようだ。保護観察官は少し考えて、「少年院の収容人数に余裕が出てきて、今まで診断がないからすべて社会適応課程で処遇してきたのをもう少し丁寧にみてあげよう、個別に配慮してひと手間かけて伸ばしてあげよう、という流れの中でN3が設定されたのでは。実際、N3ならではの教育課程にはドッグトレーニングで犬との触れ合いを経験すると個別面接の機会を増やしたり、絵手紙指導で言葉だけでない心情の表現というようなことが取り入れられていますね。」

表2 少年院の処遇等課程一覧表

<http://www.moj.go.jp/content/001199117.pdf>閲覧2020.12.23

| 処遇区分 | 処遇課程        | 処遇課程の記号 | 対象者   | 人数          |
|------|-------------|---------|---|-------------|
| 一般処遇 | 社会適応課程      | —       | 義務教育課程の修了を必要とする他は法務省の定める者から、それ以外を必要とする者           | 105 (33.0)  |
|      | 特別処遇課程 (IC) | —       | 社会適応に適合するための能力欠陥による、生活困難を発生させるための極めて深刻な障害を有する者    | 685 (199.0) |
| 長期処遇 | 社会適応課程      | G       | 新しい状況の適応が困難であり、反社会的行動傾向が顕著であるため、治療的処遇が中心となる必要がある者 | 384 (111.0) |
|      | 社会適応課程      | H       | 外国人で、日本人と異なる生活習慣や価値観を有する者                         | 5 (1.5)     |
|      | 社会適応課程      | I       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 5 (1.5)     |
|      | 社会適応課程      | J       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 5 (1.5)     |
|      | 社会適応課程      | K       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 290 (84.0)  |
|      | 社会適応課程      | L       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | —           |
|      | 社会適応課程      | M       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 130 (38.0)  |
|      | 社会適応課程      | N       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 92 (27.0)   |
|      | 社会適応課程      | O       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 22 (6.5)    |
|      | 社会適応課程      | P       | 海外からの入国後、社会生活に必要となる日本語の習得が困難な者                    | 40 (11.5)   |

に応じた矯正教育をほどこす仕組みである。少年たちには、家庭裁判所の審判で送致される少年院の種類が言い渡された後、少年鑑別所での観察や検査、診断等をふまえてこれらの矯正教育課程の選定がなされ、送致先の少年院が決定していく。

支援教育課程Ⅰ～Ⅴは、表1によると知的障害、情緒障害、発達障害など、身体障害以外の障害の可能性のある者を対象にしていることがわかる。N1、N2、N4、N5は類型の中に上記3つの障害名が明記されているので議論の余地はない。問題は、支援教育課程Ⅲである。上記に引いたN3類型の説明では、障害という表現を使わずに、社会適応スキルに困難があり配慮や支援が必要な人の類型と読み取れる。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳や精神疾患診断名、知能指数（IQ）、発達検査の数値などで障害や特性にひも付されていなくても、というところだ。

確かに各少年院では、課程（類型）ごとの矯正教育課程があり、それをもとに在院者一人ひとりの「個人別矯正教育計画表」が策定されている。教育目標や教育内容及び方法にも対象者の類型にふさわしい工夫や配慮が深められている。これが次節で述べる、特別支援教育のツールである「個別の教育支援計画」<sup>2</sup>に酷似していることに気づく。

「なぜ支援教育課程の対象者が増加しているのだろうか」の問いを端的に地方更生保護委員会の先輩の委員に

<sup>2</sup>「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。

また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の堅密な連携協力を確保することが不可欠である。他分野で同様の視点から個別の支援計画が作成される場合は、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することを含め教育と他分野との一体となった対応が確保されることが重要である。(https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm 文部科学省 Web2020. 12.22 閲覧)

聴いた。すると、「矯正や更生保護以外の広い視点も必要では？」と前置きし、障害を隠そうとしていた時代から開かれた世の中になって障害があることへの抵抗感が下がっているからではないか、と語る。「少子高齢化で子どもが減っているのに障害のある子どもは増加しているらしい。(図9、文部科学省Web)精神科のクリニックも開放的になり、かかりやすくなって、うつ病と診断される人も増えた。<sup>3</sup>その流れで、少し困難がある子どももN3の教育課程で丁寧に観ていこう、となってきたのでは。」との見解であった。支援教育課程Ⅲ(N3)の処遇には、能力上の制約や生活経験の偏りから困り感を抱えている少年たちを、成人として厳しく見られる前のぎりぎり20歳前で、インテンシブな最後の教育機会を社会内ではなく施設内で与えようという少年矯正の思いが込められているのではないだろうか。

### 3) 2007 (H19) .4.1文科省通知と発達障害

ここで「特別支援学校教育」及び「支援教育」と言う文言について整理しておきたい。2007 (H19) 年4月1日付文部科学省において「特別支援教育の推進について」(通知)が発出された。サラマンカ宣言から2006年の障害者権利条約を経て(日本の批准は2014 (H26) 年)、インクルーシブ教育への流れが世界的な潮流となる時期である。通知では「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの

である。」とある。これまで特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等の「場」で行われてきた障害児教育を「ニーズ」があるところで提供する特別支援教育と捉えなおして推進していくことを宣言したのである。

また、2004 (H16) 年発達障害者支援法が施行された経緯とも輻輳し、発達障害をその対象者に加えることを明記した。特別支援教育はICF(生活機能モデル)<sup>4</sup>の理念を取り込んだことでかつての障害児教育を包含し、障害者差別解消法(2018 (H30) .4施行)に至る障害者の人権擁護に立つ方向性を堅持している。特別支援教育の理念を受けて法務省でも矯正教育における特別支援教育(「支援教育課程」に該当)の対象者を特殊教育の時代(2007 (H19) 年度以前)より広げたこと、広げる対象を主に発達障害の疑われる入院者に求めたことが推測される。

### 4) ゆがんだ処遇教育と少年院法改正のきっかけ

すでに2000 (H12) 年代から一部の少年院では、少年たちの障害にも近い特性に焦点を当てた指導・支援を模索していた。皮肉にも発達障害に注目が集まったのは1990 (H2) 年代後半から2000 (H12) 年代にかけて起きたいくつかの重大な少年事件が社会的な関心を集めたことがきっかけとなったようだ。

少年院を挙げての教育実践を進めていたのが広島少年院である。入院者の辿った人生・体験のアセスメントに立ち、基礎学力や知識の乏しさ、身体機能・数概念・言語や国語力・生活力や認知機能上の問題点を把握し、背後にある発達障害的な特性や失敗体験の蓄積に起因するリスクを分析した。それをもとに生活を通じた体験型支援を処遇プログラムに組み込み、整理整頓、食事指導、集団行動訓練、聞くスキルトレーニング、感情の言語化等の導入によって、リスクの中でも「弾力(Resiliency)」のある少年の育成をめざし、成果をあげた。斬新な視点は令和の現代にも通じるものが感ぜられ、当時<sup>5</sup>具体的生活設計の確立を図る実践を積み重ねる少年院として、発達障害と言われている子どもたちへの具体的な教育方法について、学校教育が示唆を受けるべき、とまで言われた。ところが2009 (H21) 年8月、その広島少年院で特別公務員暴行陵虐の疑いが持ち上がり、法務省の調査で、52人の収容少年に対して115件の暴行や虐待行為が行われたことが判明した。懲



図9 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)  
文部科学白書R1.4より

<sup>3</sup>効果が高く副作用の少ない抗うつ薬の開発と生産のタイミング1998年～1999年と、平成に発現した「新型うつ病」に隠された大人の発達障害という概念が受診のハードルを下げた。(https://www.atmarkit.co.jp/ait/articles/1409/29/news027.html2020. 12.22 閲覧)

<sup>4</sup>ICFの前身であるICIDH(国際障害分類, 1980)が「疾病の帰結(結果)に関する分類」であったのに対し、ICF

は「健康の構成要素に関する分類」であり、新しい健康観を提起するものとなった。(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ksqi-att/2r9852000002kswh.pdf 厚生労働省 Web2020. 12.22 閲覧)

<sup>5</sup>広島特別支援教育ネットワーク研究会「広島少年院の秘密—弾力を育み再犯を防止する」(2007. 2.18)

戒免職となった教官4人は事実関係を認め、1審・地裁で懲役9月～2年6月の判決を受け、いずれも控訴。当時起訴休職中であった首席専門官は1審の審理で「暴行ではなく教育だった」と、否認した。<sup>6</sup>

少年矯正を考える有識者会議への広島少年院不適正処遇事案対策委員会による矯正局報告は、矯正教育システム等の在り方や少年院運営の透明性の確保等の在り方を含む6点の検討課題を提出し、それが2015（H27）6月の改正少年院法の施行と少年鑑別所法制定へとつながっていく。<sup>7</sup>

### 5) 発達障害を念頭においた矯正実践

大きな揺り戻しはあったものの、矯正教育の場で発達障害へのアプローチは前進を続ける。元法務技官小栗正幸は宮川医療少年院長を経て2009年退官。非行臨床の実務家として、「発達障害を持ちながら不幸にして非行化してしまった子ども達」は成育歴のなかで「彼らが必要としていた支援の機会をことごとく逸している」ことを指摘する。<sup>8</sup>本人に認知上のきびしい特性（発達障害）があることに気づかれぬまま生きづらさを積み重ね非行化してしまった事例をとおして、二次障害に至る前の早期の発見と対応の必要性を力説する。二次障害の分厚い殻の下のつまずきの部分に、効果的なアプローチも示す。思春期から青年期の逸脱行動への対応を専門領域に、特別支援教育やLD（学習障害）研究を基礎にして、発達障害・愛着障害・被虐待経験など、さまざまな理由で配慮が必要な人のトラブルへの対処法を提案し続けている。また、少年院という明確な枠組みならでは矯正教育の効果を保護者支援と本人の未来志向に振り向けて積み上げるよう提案する。

元医療少年院法務技官で精神科医の宮口幸治の著書がベストセラーになったのは去年のことである。その「ケーキの切れない非行少年たち」によると、円を3等分する方法を考えつかない少年院の入院者に宮口は嘖然とする。支援教育課程等（N1～N5）の知的能力の制約がある者に、認知行動療法をベースにした矯正教育は効果が期待できない可能性がある、と宮口は力説する。彼は配慮の必要な知的障害を境界知能（法務省依命通達ではIQ概ね70台、宮口は～85とする）まで広げて捉え、入院期間中に（大半は1年弱）少年らが「自己への気づき」と「自己評価の向上」を身につけることで変容する、と言う。そのためにスモールステップのトレーニングやワーク、イラストや図示によってわかりやすく視

覚化した教材等によって子どもたちの「考える」ハードルを下げ、認知機能そのものの底上げを目論む。そんな数々の「コグトレ」方式は少年院「矯正教育計画表」に取り入れられ、特別支援学校や特別支援学級でも活用が進んでいる。

### 6) 社会へ復帰後の環境

仮退院の審理では少年が帰宅先で再非行の誘惑や再犯から逃れられるかどうかを思料する。彼らの成育歴は驚くほど過酷であり、審査面接のうちに背筋を伸ばしさわやかに礼とあいさつをする姿に、犯した犯罪にもかかわらず思わず「えらい、良く頑張ってきたね。」と声をかけたくなる。阿部彩は、著書「子どもの貧困」のなかで、「家庭の貧困は、子どもが非行に関わってしまう確率をも高める。」と切り出し、先行研究や『矯正統計年報』（法務省）のデータを紹介する。出身家庭の生活水準は3割が貧困状態で、かかわった犯罪の度合いが重いほど貧困世帯出身者である確率が高いことを示す。成育環境が発達面に大きく影響するのは自明の事実である。<sup>9</sup>前出の宮口は、「全ての少年院で発達障害や知的障害のある非行少年が収容されている訳ではないが、情報を合わせるとケーキを切れない特徴は多くの少年院在院者にも該当する。」<sup>10</sup>と言う。彼らが少年院から出て帰宅していく環境について、教育程度（最終学歴）、保護者状況、非虐待経験に絞って直近30年を分析、考察する。

#### ①教育程度（最終学歴）

図10は1989（H1）年・2003（H15）年・2018（H30）年における少年院入院者の教育程度別構成比を男女別に見たものである。<sup>11</sup>男女共に、元年は中学卒業の構成比が最も高く、男子では6割、女子では5割を超えていたが、2003（H15）年には中学卒業と高校中退の構成比の差が小さくなっている。2018（H30）年は、1989（H1）年及び2003（H15）年と比べると、男女共に中学在学及び中学卒業の構成比が低く、高校在学及び高校中退の構成比が高くなっている。

今、少年たちの学歴は高校卒業が一つの壁になってしまっている。少年院では高等学校卒業程度認定試験を案内・受験推進している場合も多く、在院者のニーズも高い。中学卒業の学歴だけでは就職活動の際の職種職域も限られてしまう、という認識は少年たちにもあり、実際少年院や保護観察所での就労支援等では年齢的なものもあるが、現場仕事などの肉体労働が目立つ。

<sup>6</sup>2010年3月17日～21日読売新聞杉山弥生子記者より抜粋

<sup>7</sup>平成22年1月26日（火）法務省矯正局 少年矯正を考える有識者会議矯正局報告PPより

<sup>8</sup>「発達障害と司法 非行少年の処遇を中心に」現代人文社

(2010.3.31)

<sup>9</sup>P14, 15 (2008年, 岩波新書)

<sup>10</sup>新潮新書「ケーキの切れない非行少年たち」(2019.9.5)

<sup>11</sup>法務総合研究所「令和元年度版 犯罪白書」p224 (2019.11)

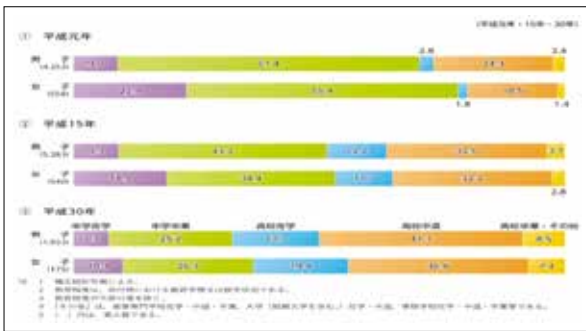


図10 少年院入院者の教育程度別構成比 (男女別)  
令和元年度版犯罪白書p224より

②保護者状況

図11は、1989 (H1) 年・2003 (H15) 年・2018 (H30) 年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。<sup>12</sup>

保護者が実父母である者の構成比は、1989 (H1) 年及び2003 (H15) 年は、男子で5割弱、女子で4割弱を占めていたが、2018 (H30) 年は、男子で33.9%、女子で26.3%にとどまり、逆に、保護者が実母のみである者の構成比が、2018 (H30) 年では男共に約4割と最も高かった。さらに、保護者が義父実母のペアである割合がわずかに増加しており、実父のみである者は微減している。

日本のひとり親家庭は85%が母子世帯であり、相対的貧困率は就労の有無にかかわらず50.8%と、高い水準になっている<sup>13</sup>。シングルマザーのもとへ帰住するかなりの者が貧困に直面すると思われる。義父実母のペア

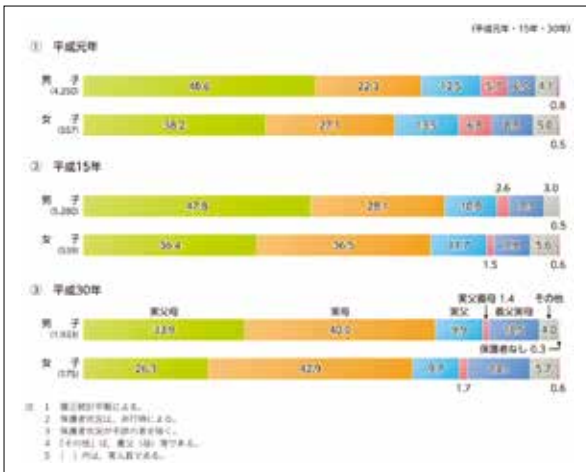


図11 少年院入院者の保護者状況別構成比 (男女別)  
令和元年度版犯罪白書p227より

のもとに帰住する場合、家庭の中に心安らく居場所が確実に準備されているのだろうか。

③非虐待経験

図12は、2018 (H30) 年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。<sup>14</sup>統計の存在する2015 (H27) 年6月以降で見ると、各年において、女子は、男子と比べ、被虐待経験があるとする者の構成比が高い。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限定されている。

男子の34.7%、女子の実に51.4%が何らかの虐待を経験しており、現状同じ環境のもとへ帰っていくことが多い。少年の入院までに家族が疲弊しきっているなどの理由で元の家庭には戻れず、更生保護施設に帰住する者も若干いる。この数字は虐待に代表される家庭での不適切対応が、次世代へ連鎖することも危惧させる。親になった彼、彼女らが再び悲劇の渦に取り込まれない手立てがあるとすれば、矯正教育がラストチャンスかもしれない。



図12 少年院入院者の被虐待経験別構成比 (男女別)  
令和元年度版犯罪白書p228より

V 結論～移行期の支援について

まとめに代えて、私の頭の中の少年の事例を紹介し、新たなテーマへの橋渡しとしたい。私は面接する委員でしかなく、あくまで面接等での事例を前提にしないと何も語るができない。しかしその半面で、私は個人情報に関する守秘義務を背負っている者でもある。そうしたことをいろいろと勘案し、最後に登場する少年や本文中の教官たちは多くの出会いをイメージ化したもの、つまり創作事例であることをお断りしておく。

さて、AさんはIQ=70余 (WAIS-IV)、すらりとした笑顔のかわいい少年、類型はN3である。「お母さんは薬物でまた(刑務所に)入ってますし、彼氏さんもなん

<sup>12</sup> 同 p227

<sup>13</sup> <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000336oi-att/2r985200000338ck.pdf> (2020.12.22 閲覧)  
2015年調査、厚生労働省 Web より

<sup>14</sup> 同 p228



です。こんなの嫌で、もういい加減親らしくちゃんとしてほしいんですけど。どうなるのか思ったけど（帰住先は）更生保護施設が受け入れてくださってほっとしました。（自分の）B2の療育手帳ですが、USJが半額になる以外何に使えるのでしょうか？障害者の年金が出るらしいけど、お母さんが手帳も全部管理していてよくわからないです。手帳で就職させてもらうのは僕は違うと思っていて、自分でネットとかで探したい。友達に頼むのは危ないのは分かりました。出院までに仕事が決まらないので更生保護施設の工場で始めのひと月はお願いしました。」話を遮って、「更生保護施設には6か月が限度だけれどそのあとの計画は？」と聞くと急に黙り込んだ。宙をさまよった視線を私に戻し、「ぼくは幸せになれるのでしょうか？」と尋ねた。

「〇〇寮に帰住したAのことで、警察から連絡が来ましてね。」「ええっ」「いや、彼はここに入る前からの交通違反で何枚か違反切符を切られていたでしょう。督促が少年院にも来ていました。ちゃんと渡したのにまだ処理できてなくて、警察にしたら少年院にいる間になぜ片づけてくれてなかったのか、と。」「えええーっ」なにもしてなかったのですか？という言葉を読み込んだ。「確かにそうですよ。Aが自分で対処できるなら入院することもなかったかもしれない。社会に戻った時に困らないように準備を整えてあげることももっと考えないと、と思った次第です。」教官はその後仮退院していく少年の身辺確認を職員に指示していると言う。

私は学校での進路指導を連想した。特に支援学校では、進路の選択に神経を使う。学校から社会へと移行していくトランジションの時期は、支援の必要な子どもにとって大きな危機でもあるのだ。送り出す側は、想定できる困難を取り除いておくことはもちろん、卒業後に生徒がソフトランディングできるよう、環境をできる限り整えておく。障害のある子どもの未知のステージへの移行期には、今まで関わってきた人とこれから関わる人が、本人の強みや弱み、できることとできないことなどを共有し、必要になる支援についてしっかり引き継いでおくことで本人の新しい環境での混乱を減らすことができる。支援教育課程の該当者が増えている少年院でも、仮退院に際してそのような準備や引継ぎの場は必要であろう。社会復帰への移行支援の在り方を次の研究テーマにしたい。

おわりに、本稿の執筆にあたっては、加古川学園を始め、近畿地方更生保護委員会の皆様方に温かいご助言・ご支援をいただきました。ここに深く感謝の意を表しますとともに、更生保護の前進を心より願います。

## 引用・参考文献

- 1) 法務総合研究所「令和元年度版 犯罪白書—平成の刑事政策—」(2019.11)
- 2) 法務総合研究所「平成26年度版 犯罪白書—窃盗事犯者と再犯—」(2014.11)
- 3) 近畿地方更生保護委員会「大阪管区少年院の矯正教育課程」(2020.4)
- 4) 法務総合研究所 研修教材「平成30年度版 更生保護」(2018.3)
- 5) ミネルヴァ書房「よくわかる発達障害 第2版」(2010年09月15日)
- 6) ミネルヴァ書房「小・中学校教師のための特別支援教育入門」(2020.4.20)
- 7) 大阪市立大学大学院創造都市研究科修士論文「障がい者支援における移行期の実態と課題」川田和子(2018.3)
- 8) 広島特別支援教育ネットワーク研究会「広島少年院の秘密—弾力を育み再犯を防止する」(2007. 2.18)
- 9) 読売新聞「ゆがんだ矯正 広島少年院暴行事件」(2010. 3.17~21)
- 10) 新潮新書「ケーキの切れない非行少年たち」宮口幸治(2019.9.5)
- 11) 現代人文社「発達障害と司法 非行少年の処遇を中心に」浜井浩一・村井敏邦・小栗正幸(2010.3.31)
- 12) 岩波新書「子どもの貧困」阿部彩(2008.11.20)
- 13) 明石書店「子ども支援とSDGs」五石敬路・川田和子(2020.8.5)
- 14) 法務省矯少第92号「矯正教育課程に関する訓令の運用について」(依命通達)(平成27年5月14日)
- 15) 特別支援教育実践センター 研究紀要 10号「特別支援教育の理念を基軸に据えた新たな時代に対応する特別支援学校の生徒指導」秋元雅仁(2011.12. 15)